

“デニング卿 ‘WHAT NEXT IN THE LAW’”邦訳 (3)

中京大学英米法研究会

目次

序文	越川 純吉
第一編 偉大な改革者たち	角田 猛之
第二編 審査による裁判	(以上中京法学二十卷一号)
	石堂 功卓
第三編 法律扶助	本編翻訳担当 角田 猛之
第四編 身体傷害	角田 猛之 (本号)
第五編 文書による名誉毀損	佐保 雅子
第六編 プライバシーと信頼	佐保 雅子
第七編 権利章典	加藤 紘捷
第八編 権限の濫用	松本 昌悦
あとがき	越川 純吉
	松本 昌悦
	加藤 紘捷 (本号)

はじめに

すでに私は、第二次世界大戦以来の最大の法における革命は、法律扶助システムに関するものであれ」とは再三述べてきた。つまり、多くの場合に、法律家の手数料や費用が、当事者によってではなく、国によって支払われる」とを意味している。従って、それは非常に重要な話題であるので、さあわざな訴訟費用に関する法を、過去・現在の姿とそのあるべき姿にわたくして概観しようと思う。

1. かつての訴訟費用 (*Costs as they used to be*)
- 裁判にはもうまもなく (Don't go to law)

第二次世界大戦までは、裁判をした時には常に当事者は、その弁護士(lawyer)に対して各自の「訴訟費用」('costs')つまり、手数料と費用——「訴訟必要費用」('disbursements')と呼ばれる、弁護士⁽¹⁾がパリスター(counsel)や専門家・証人などに支払わねばならない額を含む——と自らの仕事に対して弁護士が得る報酬——弁護士の「手数料及び報酬」('fees and profit costs')——よどばれてしる——を支払わねばならなかつた。

〔訴訟費用に関する〕一般的なルールは、次のようなものであつた。原告勝訴の場合には、裁判所は被告に対して、原告の訴訟費用を支払うように命ずる。従つて、被告は自己の費用とともに、「原告の費用をも支払わねばならなかつた。そして逆に、原告敗訴の場合には、裁判所は被告の費用をも支払うよう原告に命ずる。つまり、原告が自らの費用とともに、被告の費用をも支払わねばならないのである。

これは——いつれの当事者にとっても——考へるとやゝかいなことであったので、訴訟当事者はおそらく、裁判にもやこむ——つまり、「裁判を通じて」請求するあるいは請求を拒否する——前に、長い間ためらつたであらう。従つて、利口な人間は、自分が確実に勝訴する場合——あるのは、諸般の事情から「訴訟を」せざるを得ない場合——以外は、裁判にもちいあらとはしなかつた。

しかし、かゝるシステムがそのような悪弊をやたらしたの

で、改革は不可避となつた。古い判例集の中では、訴訟費用についてほんとどなにもみい出すことができないであらう。しかし、チャールズ・ディケンズ(Charles Dickens)の小説の中には、「訴訟費用に関する」多くのものをみい出す」とがでる。私は、非常に若かつたころ——訴訟費用については、またたく間にわからなかつた頭ではあるが——ディケンズの小説をたくさん読んだ。それらは、ジョン・ヘンタム(Jeremy Bentham)⁽²⁾の論稿をすべてあわせた以上に、法改革の役に立つたのである。チャールズ・ディケンズは訴訟費用を、れどもまだ影響を直接に及ぼすものとみていた。彼は二回ずの時に、『ピクwick・ペーパーズ』(Pickwick Papers)をあらわした。おやじの物語から話をはじめよう。

2. ドッジソンとフォッグ——彼らのりつぱなおじない(Dodson and Fogg-their honourable conduct)

バーデル夫人(Mrs Bardell)がピクwick氏(Mr Pickwick)に対して、結婚の約束を破つた時にどのような態度をとつたかは、誰もがしりてしる。また、陪審員に対するべズフーズ上級法廷弁護士(Sergeant Buzzfuz)の意見をも知つていぬであらう。やむに、ピクwick氏の下男のサム・ウェラー(Sam Weller)の証言をも誰もが知つてゐるであらう。しかし、ソリシターの費用——バーデル夫人側のドッジソン及びフォッグ両氏とピックwick氏側のパークー氏(Mr Parker)——については、誰もが知つてしるとは限らないであら

う。パークー氏によると、ドッドソンとフォッグ両氏は「実に抜け目がない人物で、まったくそうとしかいよいのがなかつた」のである。またピクウィック氏によると、彼らは「とんでもない悪党」であった。彼らは、バーデル夫人が、その費用を一銭も払うことができないのを知つていながら、事件を引き受けた。そして彼らは、彼女にかわって、バズファズ上級法廷弁護士とスキムピン氏に事件を依頼した。バリスターたちはそれ程綿密には、はたして報酬を払つてもらえるかどうかまた、誰が払うのかということを調べなかつたにちがいない。サム・ウエラーが証言した時のやりとりは、次のようなものであった。

「『きょうここで訊問を受けたふたりのりっぱな夫人が、たいしたことともないことをちよつと言つてから、ドッドソンさんとフォッグさんの正しいやり方をとてもほめはじめましてね——そのふたりの紳士は、いまあなたのそばに坐つてゐる人たちですよ』この言葉は、もちろん、法廷全員の注目をドッドソンとフォッグに集め、彼らはいかにもしかめっらしい顔をしていた。

『原告の法廷弁護士のことですな』上級法廷弁護士のバズファズは言った。『そう！ご夫人方は、原告の法廷弁護士、ドッドソン氏とフォッグ氏の正しいやり方をとてもほめていたんですね、え？』

『ええ』サムは答えた、『当てずっぽうの投機でこの訴訟をとりあげ、ピクウィックさんからあんだくる以外に、代金

をせんせん要求しないなんて、あたりはとても氣前のいい人だつて言つてましたよ』

この思いがけぬ返答を聞いて、傍聴人はあたたびクスクスと笑い、ドッドソンとフォッグは、真っ赤になつて、上級法廷弁護士のバズファズのほうに体をのばし、あわただしくなにかを彼の耳にささやいていた。

『まったく、そのとおり』わざと落ち着き払つたふうをよそおつて、上級法廷弁護士バズファズは言つた。『裁判長閣下、証人はどうにも処置なしのろか者、彼からなにか証言をとろうとしても、まったくむだな努力になります。これ以上彼に訊問をおこなつて、法廷のみなさんのお耳をわざらわすことにはいたしません。証人、そこをおりてもいいですか』

3. ピクウィック氏からびた一文も受けとれない (Not one farthing from Mr Pickwick)

陪審員は、原告への七五〇ポンンドの支払を「被告に命ずる」評決を下した。彼らが出ていった時に、ピクウィック氏はドッジソンとフォッグ氏にも出逢つたそして

「彼らはもみ手をして、いかにも満悦げなふうを示していた。

『さて、こ兩人』ピクウィック氏は言つた。

『はあ』自分とフォッグ氏を代表して、ドッドソンは答えた。

『きみたち骨折り賃はもらえると思つてゐるのでしょうか

な、どうですか。』ピクウィック氏はたずねた。

フォッグは、それは十分見こみのあること、と答え、ドッソンはニヤリとして、得るように努力するつもりだ、と答えた。

『努力は何回でも、何回でもなさいて結構ですよ、ドッドソンさんとフォッグさん』激しい勢いでピクウィック氏は言った、『だが、債務者刑務所で余生を暮らすようになつても、わたしからは骨折り賃も損害賠償金も得られはせんでしょう、びた一文だつてね』

『はっ！はっ！』ドッソンは笑つた。『つきの開廷期までには、やうとよくそのことを考へるようになるでしょう』

『ひー／ひー／ひー／そのことば／かれ／から／でも考えますさ、ピクウィックさん』フォッグは歯をむきだしてニヤリと笑つた。⁽⁵⁾

4. ピクウィック氏投獄される (Mr Pickwick goes to prison)

ヒーハーキーした場面をとりあげよう。彼「役人」は、古い逮捕令状 (old writ of 'ca-sa') ——とディケンズは書いている——をもってきた。それは、債務拘留令状 (capias ad satisfacientum) を略したものである。その令状によるとシヨコフは、一定額が支払われるまでピクウィック氏を監獄に入れておくことができた。パークー氏はピクウィック氏に、その額だけの小切手を切つてやろうといつた。しかし

「『パークー』ピクウィック氏は言つた、『えへか、このことはもうわしに聞かせないようにしてくれたまえ。ハハにしても意味のないこと、だから、今晚監獄にゆくことにするよ』……

『どにかにゆくなれば、フリート監獄にはゆけますよ』パークー氏は言つた。

『それで結構』ピクウィック氏は言つた、『朝食が終えたら、すぐそこにゆくことにしよう』

5. 大法官裁判所の靴なおし (The Cobbler in Chancery)

ディケンズはそれから、フリート監獄とその収容者について書いている。その大半が債務「不履行の故の」投獄であった。ディケンズはそこに一二年間投獄されている、靴なおしの話を語っている。それは七〇頁を越えるものである。従つてなにげなく読んでもいると、話しの脈絡を失しなつてしまふであろう。そこで再度私は、シェリフの役人が、損害賠償と訴訟費用の不払いを理由に、ピクウィック氏を逮捕するための令状をも

る。（但しディケンズは、なぜ彼が費用を払わねばならなかつたかについては、説明していない）そして彼は次のように続けた。

「『その後、おれたちは大法院にもちこんだんだが、そこでは事件はストップ、いつまでもそうだらうよ。おれの弁護士はとつこのむかしにおれの千ポンドぜんぶをまきあげ、やつらが言う不動産権や訴訟費用やらで、おれは一万ポンドの金のことでここに放りこまれ、死ぬまで、靴をなおしながら』⁽⁷⁾ ここにいることだらう。』

6. 訴訟費用のためにバーデル夫人投獄さる (Mrs Bardell in prison for costs)

ディケンズがピクウィック氏を、なんとかしてフリート監獄から、脱出させねばならないのは明らかである。彼は、約五〇頁以上も後にやっとそれを成し遂げている。つまり、再度シリフの役人を通じてそれをおこなっているのである。ドッドソンとフォッグ両氏は、その訴訟費用をまったく、ピクウィック氏から受けとつていなかつた。そこで彼らは、自分たちの依頼人のバーデル夫人に鋒先を向けたのである。つまり彼らは、彼女を訴訟費用の不払いを理由に投獄した。そして、彼らの事務員が彼女に会いに行つた。

「『事務所でこうした費用を出すなんて、悲しいこゝです よ、どうです？』

『それを払つてもらえなくて、とてもお氣の毒なことね』

バーデル夫人は答えた。『でも、弁護士をしているあなた方が賭けでこうしたことをしておいでだつたら、ときには損をなさることもあるのでしようね？』

『裁判のあとで、訴訟費用にたいする被告承認書をあんたは連中にわたしたそうですね？』

『ええ、形式だけのこととしてね』バーデル夫人は答えた。

『あちらん。まったく形式のこととしてね。まったく』⁽⁸⁾

ディケンズの時代には、被告承認書 (*cognovit*) が何んであるかは、誰もが知つていた。それは、被告の債務認諾 (*cognovit actionem*) を略したものである。つまり、事実審理の後に判決が下された場合には、その訴訟費用の請求は正当であるとの承諾なのである。そこでドッドソンとフォッグ両氏は、バーデル夫人に対して、訴訟費用の支払いを命ずる判決を得た。そして、訴訟費用に対する被告承認書にもとづいて彼女の身体に執行し、彼女をフリート監獄に投獄したのである。

7. ついに自由の身となる (Free at last)

以上のような経緯から、彼女はフリート監獄にいたのである。ハムゼピクウィック氏のソリシターが、関与する機会があつた。ピクウィック氏は非常に親切な人物であつた。彼はバーデル夫人が、その余生の間フリート監獄に投獄されていることを望まなかつた。つまりピクウィック氏が、ドッドソンとフォッグの訴訟費用（約一五〇ポンド）を支払うことに合意さえす

デニング卿 “WHAT NEXT IN THE LAW” 邦訳(3)

れば、バーデル夫人が七五〇ポンドの損害賠償の請求を放棄すればよいのである。ピカーカー氏がピクウイック氏に語ったのは、このことであった。

「『わたしは、今朝、あの夫人に会いました。訴訟費用を払うことによって、あなたは完全な釈放と損害賠償からのがれることができます。さらに——これは、あなたにあって、さらに重要な考慮対象になるわけですが——わたし宛の手紙の形をとった、すぐ手もとにある自発的な陳述、今度のことが、最初から、ドッソンとフォッグによってたくまに、焚きつけられ、進行され、あなたを苦しめなやます道具になつたことを、彼女は深く後悔し、わたしにあなたへのとりなしをたのみ、あなたの許しを得たがつてているという陳述書を得ることができます』」

最終的には、右のような形で解決された。ピクウイック氏とバーデル夫人は、自由の身になつた。そして、ドッソンとフォッグ両氏は、その全訴訟費用を得た。彼らがその事件を引き受けたのは、ただそれだけの理由からである。つまり、ピクウイック氏が呼んだように彼らは「あの鮫ども」("Those sharks") だったのである。

原告「自身」がその訴訟費用を払わなくてもよい、一つの裁判所及び一つの訴訟の型があつた。それは、「不動産権」から生ずる訴訟で、大法官裁判所におけるものである。そこで訴訟の多くは、死者の不動産権に関するもの、死者の財産の相続あるいは遺言相続また、その財産から設定されたトラストあるいは子供たちの「扶養のための」基金などに関するものである。このような訴訟では、その不動産権そのもの、「後に残された」生存者、成年・未成年・いまだ生まれていない子供などの諸利益を守るために、弁護士が任命された。そして、あらゆる問題が議論され、しかも極めて技術的なものである。従つてその不動産権に関して、けりがつけられるまでに何年もかかるのが常であった。そして最後のところで裁判所は、当事者の訴訟費用のすべてが、その不動産権の中から支払われるよう命ずる。このことは、弁護士たちが、受益者の誰よりも優先して、その訴訟費用を獲得したことを意味している。訴訟費用を払うために、不動産権を売り払うというのは常であった。そして、弁護士がその報酬をとつた後には、ほとんどあるいはなにも残らないといふことであったであろう。

しかし、大法官裁判所での手続に対する完璧な非難は、『荒涼館』(*Bleak House*) の最初のチャプタード、チャールズ・ディケンズが示したのと、ソリでは彼は、リンカーンズイン・オールドホール (Lincoln's Inn Old Hall) で、ジャーランディス対ジャーンティース事件 (Case of Jarndyce v.

II、過去の副次的結果 (Side effects in old days)

1. 「高価なたわごとの山」 ('Mountains of costly nonsense')

Jarmyce) が審理われている場面を描いている。

「いのうな午後にこそ、事件関係のわざわざな事務弁護士は、その中には親の代から引きつづき担当しているものも二、三人あるし、みながもうその事件で産をなしてしまるのであるが、いのうな午後にこそ、彼らは一列にならんや、記録係りの机と勅選弁護士の絹の法服とにはさまれた、マットじきの長い弁護士席に控え（しかし、この井戸^{ウド}の底に「真理」を探してもむだであろう）、それぞれの日の前に訴状、答弁書、再抗弁書、第二答弁書、強制命令書、宣誓口述書、訴訟争点書、裁判所主事への審査報告、裁判所主事の報告、その他あらゆる高価なたわいとの口をつみあげているぐあである——いや、現にそうしてゐるではないか。」

2. 公爵支払いを拒否する (The Duke refuses to pay)

コモンローによると、原告や被告はすべし、自分の訴訟費用を自己のソリシターに支払わねばならなかつた。誰かが、その支払いを助けることは、りっぱな違法行為であつた。また、「支払いのために」金を貸すことや、「当事者にかわつて」ソリシターへの支払いを約束するいふ、その他類似の行為は許されなかつた。裁判の場面で助けいやねいともやきなかつた。それは、極めて有害なことみられ、犯罪として起訴されたし、不法行為として訴えられた。

コウルチエスター (Colchester) の庶民院議員の選挙に関する、一七八四年の有名な事件がある。選挙の結果、ジョージ・

料

ジャクソン (George Jackson) が、対立候補のジョージ・ティアニー (George Tierney) をおやべし、過半数を得た。ところが、敗北したジョージ・ティアニーが、ジョージ・ジャクソンは選挙入を買収したかどや、落選せしむれんぐきの請願書を出した。ポートランド公爵 (Duke of Portland) は、ジョージ・ティアニーの請願を擁護した。そして彼は、ソリシターとベリスターの手数料を支払つてやるいふを約束した。しかし請願は失敗した。公爵が「裏切つた」 ('ratted') のである。彼は、ソリシターに手数料を支払う」とを拒否した。ソリシタリスターが公爵を訴えた。しかしソリシター側が敗訴した。⁽¹⁾ ワリス対ポートランド公爵事件 (Wallis v. Duke of Portland) によると、大法官のローブラー卿 (Lord Loughborough, the Lord Chancellor) は次のよへんを述べる。「各人は、自由の力と費用によつて訴訟を行なうぐれである。」と。いのるー尔は弁護士費用を支払うにたるだけの充分な金をもたない貧乏人にとっては、極めて酷に勤いたのである。やいや、弁護士は実務上——ドッグスンやフォッグのように——「投機」として ('on spec') 事件を受けたり、また——一八四九年にスプライス (Mr Sprye) がしたように——成功報酬として事件を引き受けたりした。スプライス氏は弁護士であつた。彼は次のような手紙を、サー・トマス・レイネル長官 (General Sir Thomas Reynell) に出した。

「いりのや、せとんの人は、法律の手続のいとを考える

と、その財産をとりもどすことにも戦々恐恐としています。そこで、裁判に勝たねば報酬は支払われないという取り決めをして、そのような裁判を提起するというやり方が、訴訟代理人の間でひろまっています。そういう場合、代理人は、とりもどしたお金の中からはじめて報酬を受けとつたり、またいろんな手続をしたり情報を提供する当事者自身も、その代償として、とりもどした額の半分をとることが認められるのです。このようなやり方は、敗けても費用を払わねばならないという危険負担から、その人を解放するのであります。

3. 成功報酬は存在しない (No contingency fees)

スプライ氏の主張は完全に誤っている。というのは、イギリス法は、弁護士が「成功報酬」に基づいて支払いを受けるという取り決め——つまり、勝訴すれば手数料を受けとり、敗訴の場合は受けとらないというやり方——を、認めたことがないからである。そのような取り決めは、訴訟援助に関する犯罪に該当し、違法である。訴訟援助のもともとの意味は、利益の半分け (*ampli partitio*) であった。⁽¹¹⁾ そして、勝訴の場合に弁護士が、利益のわけまえをとるという取り決めは、訴訟援助に他ならない。またかりに、そのわけまえを彼が受けとらないにしてみ——勝訴した場合にのみ——そのとりもどした額に応じて手数料を支払った場合に、それもまた訴訟援助とみなされた。さらに、その額がたとえとりもどした額に比例していなにして

も、ある額や利益が、勝訴の場合に支払われて、敗訴の場合に支払われない場合、それもまた違法である。その受けとられた額が、一つの報酬かまたは——通常の手数料を越えて——なにか付け加えられた報酬なのは問題ではない。いづれにしろ、勝訴の場合にだけ支払われ、敗訴の場合には支払われないとすれば、すべて違法だったのである。

4. 「事故屋」 (Ambulance-chasers)

第一次世界大戦直後に、貧しい人々のための諸々のルールの体系が作り出された。そして、自らすすんで貧しい人の訴訟事件を手がける、ソリシターとバリスターの名簿があった。つまり、そのソリシターは、証人の行動資金や書面をコピーする費用などの、自前で出した費用の支払いは受けるが、手数料や報酬はまったく受けとらなかつたのである。「私がバリスターになつた」初めての年の、手数料集の最初の項目は、貧しい人々の訴訟事件の中間手続に関するものであつた。つまり、応訴の決定、証拠に関する助言、ある人物の召換状、事実審における被告答弁書などである。このような仕事に対しては、まったく報酬はつかなかつた。つまり、ソリシターが私に、有料の仕事をまわしてくれるという期待のもとに、すべておこなわれたのである。しかし彼らは一度もそうしなかつた。後に私は、何人かの貧しい人々の訴訟事件を、経験をつみまたソリシターを知るために——すべて無料で——扱つたことがある。

その当時、「事故屋」と呼ばれたソリシターの事務所がいく

つかあつた。事故の審理にあたつて、その事務員や代理人が、被害者やその身内を捜し出して、「彼らに」損害賠償を請求できぬりっぱな理由があり、裁判をする用意がある旨を告げたのである。事実彼らは、「投機として」その事件を扱つた。そして勝訴するという期待や、すくなくとも、円満に解決できるという期待をもつていていた。従つて彼らは、被害者の側にはなんら支払いを求めなかつた。このようなやり方は、多くの人々から、好ましくないものまた、職業倫理に反するものとさえ考えられた。「上のようなソリシターたるもの」理解は、「救済なければ報酬なし」('No cure,no pay') なのである。従つて彼らは、うまく解決しなければなにも受けとらなかつた。しかし、私の属した弁護士事務所では、そのような仕事は決して引き受けなかつた。準備書面にはすべて、その仕事にみあつた報酬が記載されていなければならなかつたのである。従つて、その「担当の」ソリシターがすこしでも疑わしいと考えられると、事務所の事務員は、「準備書面とともに現金を」('cash with brief') 要求した。つまり、勝訴・敗訴にかかわらず、ソリシター自身が、我々に報酬金を支払う責任を負うのである。

その当時は、それ程交通事故は多くなかった。車は現在ほど危険なものではなかつたのである。また、強制保険もなかつた。従つて、人身事故の事件の審理において、陪審員——あるいは裁判官——に対して、被告は保険をかけてくると申したてね」とは許されなかつた。もしそう主張したならば、それは被

料 資

告にとつて非常に不利となるので、新たな訴訟を提起しなければならないと考えられた。そういう状況は、一九三〇年の道路交通法 (Road Traffic Act) によって一転した。保険が強制的となつた。従つて、被告が保険をかけてくるところは誰もが知つてゐるのである。裁判官も陪審員も、過失を見つけ出し損害賠償を上積みすることが可能なのである。

III、法律扶助の出現 (The coming of legal aid)

1. 「乏しい人々のためだけである」 (Only for the poor)
最初の法律扶助法 (Legal Aid Act) は、一九四九年七月三〇日に成立した。「その法律によつて」 もはや、「各人は、自らの力と費用によつて訴訟を行なう必要は、必ずしもなくなつたのである。乏しい人々——資力の乏しい人々——は、国の費用によつて裁判をすることができる。彼らは——自分の腰から一銭も支払う」となしに——自分で選んだ弁護士に、裁判をし「あらへん」とがである。彼らはいうならば、「0の」負担 ('nil' contribution) を負うといえよう。彼らは、勝訴すればその得たものを腰にする。但し、まけても、相手方の訴訟費用をまったく払う必要はないのである。若干の違いはあるが、すこしは暮らし向きのよい人にとつても同様である。つまり——あまり苦労なしに支払える程の——わずかな負担を、血口のソリシターへの費用として払えばよいのである。迅速な訴訟が必要である場合には常に、「緊急証明書」

('emergency certificate') が——まったくその資力を調査せずに——認められる。必要なのは、ソリシターの作成した「事件の」概要書のみである。

ただし、適度に暮らし向ふのよい人々——つまり中産階級——に対しても、法律扶助はまったく存在しない。彼らは現在でも、自らの訴訟費用とともに、敗訴の場合には、相手方の費用をも支払わねばならない。

以下で私は、まず「法律扶助に関する」主な原則を扱い、その後で、制度の欠陥について検討する。

2. 合理的理由がなければならぬ (There must be reasonable grounds)

基本的原則とは、裁判をしまだそれに応ずるに足る合理的根拠がある場合にのみ、法律扶助が認められるべき」と及び、ソリシターによってなされる各ステップが、そうするに足る合理的理由がある場合にのみなされるべき」と、である。そして特に注意すべきことは、この原則が、相手方に對して有している過酷さは、なんら考慮され得ないということである。ある人の請求が、最終的に、まったく根拠がなかつたとしよう。つまり、完全にいつわりの請求なのである。しかし、それにもかかわらず、もし——その人自身の話に——裁判をするか、その裁判に対してなんらかの手を打つに足るだけの合理的理由があると思われる場合、国はその費用を払わなければならない。そして、相手方はそれを甘受しなければならないのである。

私は、い)の「合理性」('reasonableness') のテストが、極めてゆるやかに解釈されてきてゐるのではないかと恐れてゐる。「どうのは」相手方が、自由になる大きな資産を有していれば、その当事者が裁判をするのは合理的であるといふことにすれば、いかなる請求も合理的であり、またいかなるステップも合理的であると考えられる「からである。」

3. 無視しうる程度の貧困 (Poverty to be disregarded)

もし、その貧困さが無視しうる程度であるとされたならば、その当事者は、「訴訟費用を」支払うに足るに充分な資産を有していると考えられる。い)とは、ある書面が真正か否かが争われた、*Re Saxon decd* 事件の中⁽³⁾で示された。「その事件では」原告が法律扶助を受けていた。そして原告は、問題の文書が偽造文書であると主張した。ただし、それが偽造であることを示す現実の証拠はまったくなかつたが、経験ある専門家に鑑定してもらうことを原告は望みかゝ、その「鑑定」報告書を、法律扶助を受けていない被告側にみせることを拒否した「どう事件である。」い)の事件に対しても、私は次のように述べた。(九七一頁。)

「原告が、高度な技術を要する科学的なテストをするために、筆跡の専門家を雇う費用をも含めて、国の費用で訴訟をおこない、かつその結果を被告に知らせないとすれば、被告にとつては極めて過酷なように思われる。というのは、被告は、原告が提起した訴訟に応ずるために、同様な科学的テス

トをおこなう、自己側の筆跡専門家を、高い費用を払つて——しかも、それを法律扶助を受けた相手方からとりもどすチャンスは、ほとんどあることはまったくない——雇わねばならない」ということを意味するからである。

しかし、立法部は我々に、このような面は無視すべきである旨述べている。従つて裁判所は、当事者が法律扶助を受けているという事実は無視すべきでありまた、もし彼らが法律扶助を受けていなければしたであらうようだ、その裁量権を行使しなければならない。」

4. パリスターの意見が勝る (Counsel's opinion carries the day)

次のようなことが、日々起つてゐることである。人々はソリシターのところにきて、不実表示や身体への侵害を理由に、あらざる人を訴えたいと述べる。そして、やうともひしい話をもち出す。時には証拠を出す場合もあるが、出さない場合もある。彼は、法律扶助を求めるに足るだけのお金以上はもやあわせていない。ソリシター（あるいは、場合によつてはその事務員）

が、その男の言葉を受け入れざるを得ないと感じる。こういう過程をへて男は、彼の依頼人となるのである。そしてもし彼が信用されたならば、彼は訴訟原因を持つ。そこで、ソリシター（あるいは、おそらくはその事務員）は、パリスターのところにその事件をもちこむ。そこでパリスターは、その男の話そのものに——信用しうるに足るものであれば——合理的な訴訟原

因がある旨書くよろアドバイスする。そしてそのアドバイスにあづいて、地区委員会 (Area Committee) が法律扶助を認可する。彼らは實際、選択権はもつたく有していないのである。

5. 「よせ、スミス」 ("Chuck it, Smith!")

しかし、もし法律扶助を受けないならば、ソリシターは「事件を」引き受けたのに、やうと用心深くなつていていたであろう。彼はその事務員に向つて、「よせ、スミス」といつたであろう。それは、G・K・チエスター (G. K. Chesterton) が、F・E・スミス氏 (Mr F. E. Smith) の諷刺を非難する壁にいれた言葉である。

座席や尖塔について語れ

そしてそれに必要なお金についても、

しかしキリスト者の魂についてな……

よせ、スミス！

ソリシターはさらに続けて言うだらう。「あなたはおそらく勝訴しないでしょう。そして敗訴の結果、大金をするでしょう。また敗訴の時には、相手方の訴訟費用をも払わねばならない。」と。このような事件は、法律扶助がなければ、決して裁判にはならないものである。

また地区委員会は、一方の側の言い分だけを聞いて決定しな

ければならない」という、むづかしいやうやからん生ずる。彼らは、最善を尽くしたとしても、そのような困難に直面するのである。従つて、最善の注意を払つてその任務を遂行しなければならない。彼らは、利害得失を考慮する権限がありまた、現にそうしている。

6. バリストア訴えられる (A barrister is sued)

ある人物が、過失を理由にバリストアを訴えた時のことはよく知られている。彼は法律扶助を申請した。しかしそれは拒否された。パークー主席判事 (Lord Chief Justice Parker) は次のように述べている。

「すべての事情を考慮し、ある特定の訴訟に対して、法律扶助を認めるべきか否かを考えるにあたつて、その訴訟全体の性格を勘案し、その訴訟をなす合理的理由があるか否かを検討する」とは、「地区」委員会の仕事であると思われる。この点を、公金を使うという観点あるいは、法律扶助を「相手方が」受けた上で訴訟した場合に、費用の点で危険をこらむる不運な被告「のことを考える」ならば、訴訟自体の利害得失と私が呼ぶもの (what I may call the merits of the action itself) や、「地区」委員会が考慮する権限がないとすれば、それは極めて不当であらう。」ふ。

不幸にむけの事件では、右の問題に関する判決を得ることの重要性から——報酬なしで——指導的なバリストアが登場した。

7. 制度の価値 (Value of the scheme)

この制度は、社会にとって極めて価値がある」とがわかつた。多くの人々が、もしその制度がなければ回収したり獲得しえない債権や損害賠償を、法律扶助のおかげでそうしたのである。また、非常に重要な多くの法的問題が——彼らは、もし「法律扶助制度がなければ」未解決のまま放置されたであろう——控訴裁判所や貴族院にもち込まれ、そして最終的に決着をつけられてきたのである。しかしそれは、後にみるように、悪用される」とも可能である。

8. 回復・保持された財産に対する負担金 (Charge on property recovered or preserved)

法律扶助を受けた人は、その費用を支払う責任がないと私はいひたが、「それに対しては」一つの重大な限定を付さねばならない。つまり、金銭や財産を「訴訟で」得た場合には、その人自身が自らの費用を、その額から支払わなければならない。つまり、法律扶助基金 (Legal Aid Fund) は、回復・保持された金銭や財産に対して負担金を課すのである。これはまったく公平なことであろう。というのは、もし彼が法律扶助を受けていなければ、彼のソリシターがそのような負担金を得ていたからである。従つて、法律扶助基金も同様に、負担金を課すべきである。

わかりやすい例として、ある人が交通事故でけがをし、例えば三〇〇〇〇ポンドの損害賠償を得たとしよう。そして彼が法

律扶助を受けた場合。さらに彼のソリシターが、法律扶助基金から四〇〇〇ポンドの支払いを受けたとしよう。この例では、法律扶助基金は、この四〇〇〇ポンドを右の三〇〇〇〇〇ポンドから支払うよう要求できるのである。

しかし、「例えば」婚姻中の家屋に関して、夫と妻の間に争いが生じた場合に、非常に困難な問題がおこつてくる。双方ともに法律扶助を受けた場合。各自は、「〇の」負担をなしていれる。そして双方が、その家は彼あるいは彼女に属すると主張したりまた、彼あるいは彼女は、平等な持分があると主張する。そしてどちらもが、その相手から財産を回復するあるいは、彼か彼女のいつれかの手に残るのである。いぐれにしろ、その家屋は、法律扶助基金のための、訴訟費用の負担金の対象となるのである。しかもこれららの費用は極めて高額で——規則によつて免除される二五〇〇ポンドを除いては——その家の全価値を帳消しにしてしまうであろう。夫婦への教訓。裁判所にくる前に——あるいは、すくなくとも控訴する前に——婚姻中の家屋に関する争いは解決せよ。さもなければ、訴訟費用が家自身の全価値をくつてしまふであろう。

四、制度の欠陥 (Drawbacks of the scheme)

1. 訴訟費用の高騰 (Running up costs)

法律扶助に関する問題の一つは、ソリシターが——自らの利益のために、かつ、支払う側の利益及び相手方の利益に反して

——訴訟費用をつりあげることに関心を有しているということである。そして、「それに対しては」地区委員会が、その額に一定の制限を課すこと以外には、それをとめさせる有効な方法はない。この点に注意を向けるべきであると私は思うが、このようなことがはびこつてゐるとは考えてもらいたくはない。ここでは、最善の誠意をもつてソリシターが「その事件を」扱い、しかも後になつて訴訟費用が認められなかつた一つのケースを述べるにとどめておこう。

2. 桟橋からジャンプする (Jumping off the pier)

ある男が、潜水をするために海へ行つた。桟橋から水中めがけてジャンプした。海底には、ある工作物が設置されていた。彼はその障害物にぶつかった。そして足に重傷を負い、片足を切断しなければならなかつた。彼は、ダイビング・インストラクターの過失である旨主張した。つまり、彼らはその時に、危険に気づき水中にもぐつたりジャンプしないように、注意すべきであったと主張したのである。そして彼は、法律扶助を申請し認められた。そして審理が四日間おこなわれたが、裁判官は彼の主張を全面的に否定した。その男自身の過失と認定したのである。

しかし被告側は、自らの費用で裁判をあらそわねばならなかつた。彼らは、相手方の男が法律扶助を受けていたので——その男から、一銭の金もとれるチャンスなしに——自分たちの懷から訴訟費用を払わねばならなかつた。一方その男は、一銭も

デニング卿 "WHAT NEXT IN THE LAW" 邦訳(3)

払う必要はなかった。彼のソリシターは、法律扶助金から支払いを受けるのである。ソリシターに対する一つのチェックがあった。つまり、訴訟費用に関して、いわゆる「訴訟費用査定」('taxation') がなされるのである。すなわち、訴訟費用の額が合理的であるか否かを見るために、裁判所の事務官によって吟味されうるのである。

ところで、ソリシターが請求書を出した時に、事故の四年後にその桟橋でもたれた協議の費用をも要求した。バリスターが彼らに、それは「要求しようと」アドバイスしていた。その協議には、潜水夫や鑑定人とともに、バリスターとソリシターも参加していたのである。彼らはその請求は極めて正当であると考えた。そして、たぶんそうであろう。しかしソリシターにとって不運なことには、その査定官 (taxing officer) は、異なる見解をとった。それは無用の事柄であると考えたのである。つまり、海底は、四年前の事故の時とはまったく異なつており、その時点では、工作物は完成してしまっている、と述べた。そこで彼は、これらの協議の費用は認めなかつた。ソリシターは控訴した。ハハ、控訴裁判所で私が述べたことを再録しておこう。

「法律扶助における訴訟費用の査定においては、公共の利益を念頭に置くことが、査定官の義務であると思われるのは明らかであろう。従つて、額が不当であつたり、不当にもちこまれた項目については、すべて認めるべきではない。要す

るに、額があまりにも大きい場合は常に、査定においてその項目をおとすべきであろう。そうしなければ、法律扶助制度は、ソリシターやバリスターによってかなりに悪用され得ることになろう。ただし本件で、それが悪用されたといつていはない。しかし、綿密に吟味しないとその可能性はある。ここで私は、法律扶助を受けたケースにおいて、バリスターの手数料が、準備書面に記載されていないという点に言及せざるを得ない。また、手数料に関する、バリスターの事務員とソリシターとの間の協議についても、まったく記載されていない。バリスターの事務員は、その事件にみあうと考える手数料を要求する。ソリシターの手数料は、多くの場合に、事務所の部下かまたは、専門の費用担当事務員——彼らは、査定官によって査定されたものではなく、自ら作成した請求書の額を支払うよう求める——にまかされている。諸々の原則が「守られているかを」厳密に監視しておかないと、事務員が不适当に高い手数料を要求するという誘惑が存在する。ただし私は、事実彼らがそうしているといつてはいるのではない。ただ次のようないい「なくなるような」誘惑があるといつてはいるのである。『手数料は「もつと」安く「することができる」でしょう。すくなくとも一〇パーセントは可能です。〔しかし〕法律扶助を受ければ、「安くしなくとも全額を」法律扶助基金が支払うでしょう。』従つて、その費用が審査を受けずに通つたならば、法律扶助基金は損害をこうむる

るのである。要するに、社会 (the public) が必要以上のものを、支払わねばならないのである。ほとんどの場合、法律扶助証明書は——特定の権限を求めて地区委員会に行く必要なしに——関係事項すべてをカバーする形で、手続をなしうる「抱括的」('blanket') 権限を、ソリシターに与え得る程の一般的文言で表現されている。このような場合明らかに、その証明書は、訴訟の準備や訴訟そのものに際してなされた、あらゆることがカバーされるのである。従って、査定官がすべての項目に目を通し、いかなる点からみても高すぎるものはいかどうかを吟味することが、第一に重要なことであろう。従って、弁護士たちは、法律扶助証明を得る際に——あたかも、底なしの財布をもつた依頼人のごとく——彼らが考えるままの全額を支払う用意のある法律扶助基金宛に振り出すことのできる、白地の小切手 (blank cheque) を有していると考えてはならない。悪用に対する唯一の安全弁は、査定官の監視なのである。しかしそれはむつかしい任務である。この点異論はないであろうが——なされた仕事に関して——ソリシターの言葉をかなりの程度信用せざるを得ない。そして、問題にせずすべての事をそのままにしておくならば、それは彼にとって容易な道となろう。しかし、彼はそのような安易なやり方に抵抗しなければならない。彼は番犬 (Watch-dog) にならねばならない。つまり彼は、疑いを起されるとのに対してもすべて、ほえつかねばならない

のである。」

3. 事件の解決 (Settling cases)

法律扶助を受けた事件でのもう一つの問題は、事件解決の過程で、法律扶助を受けた人に対し与えられる、非常な優越性である。彼はこの切り札を手中に有している。彼は、国の費用で裁判できるのに対して、相手方は自らの懐から支払いかつ、その法律扶助を受けた人からまったく訴訟費用を得ることができないのである。

被告やその引受人たちは、絶えず譲歩してきた。というのは、その訴訟費用全額を払うよりは、原告に適度な額を支払う方が、彼らにとってははるかに安あがりだからである。従つて、法律扶助の当局は、しばしば誇りをもつてその成功を主張しているが、時にはそれがおどしによって汚された成功であるということを念頭においておくべきであろう。

4. 音響測深機 (The echo sounder)

一方の当事者への法律扶助の認可が、他方当事者に対して過酷に働く別のケースがある。このや、そのようになるかに見えたが、結局のところはそうならなかつた一つのケースを紹介しよう。

ある発明家が、音響測深機を発明した。それは、大型船用のものであった。船は、海底から音響が戻ってくるまでにかかる時間によって、水深を知ることができたのである。そこでその発明家は、大会社とその開発に関する合意をなした。会社側と

しては、「その測深機が」諸々の必要条件を満たすならば、開発可能だった。しかしそれをみたすことができなかつた。そこで、会社側はその取り扱いを拒否した。これに対し、発明家は、契約違反を犯していると主張した。彼は、自ら主張する得べからし利益の損失を理由に、損害賠償、しかも莫大な額を請求した。

彼は法律扶助を受けた。審理は三〇日間が妥当とされた。そして発明家自身は破産していた。従つて大会社側としては、法律扶助を受けた原告と、三〇日間にわたつて争う費用を負担するよりもむしろ、その請求をしりぞけるために、四〇〇〇〇〇ポンド支払用意があつた。そこで彼は、自己の債権者への支払いに当たられるならば、その四〇〇〇〇〇ポンドを受け入れる、と述べた。その反面、四〇〇〇〇ポンドが、彼の債権者に優位なかつた。つまり次のように述べたのである。

「自分に有利なように解決されないなら、三〇日間の審理をしてもらうために、裁判をおこす。そうなれば、その大会社と法律扶助基金に、大きな費用の負担を強いるであろう。」

発明家の思いどおりにはいかなかつた。彼のソリシターが、極めて適切に対処したのである。一切をバリスターのもとにもちこみ、そしてその助言のもとで、事務弁護士協会 (Law Society) そして後には、裁判所にもちこんだ。そこで私が述

べたことを繰り返しておこう。

「この事件は、法律扶助を受けた人のために裁判を行なう法律助言者に課せられた責任を、明らかにしている。つまり彼らは、国の費用で資金を与えられかつ、（法律扶助を受けている）被告——しかも、勝訴の場合でも自己の訴訟費用をまつたくとりもどせない被告——に、裁判をするにあたつて非常な苦痛と出費を強いているということを、念頭に置くべきである。このことは、原告の法律助言者を、極めて強力に交渉を行ない得る地位に置く。つまり、交渉上の力において不平等がある。従つて、彼らは、被告の犠牲のもとでそれを濫用すべきではない。またさらに、法律扶助基金の犠牲のもとでも、それを濫用すべきではない。和解が問題となる場合は常に、原告の法律助言者は——彼らが、いかなる費用をも充分に支払い得る程の金持ちではなく、並みの資力の依頼人あるいは、すでに多くの負債をかかえた依頼人のために、かつ、同様な並みの資力であり従つて、勝訴の場合には原告に對してその訴訟費用の支払命令を獲得するであろう被告のために、行動しているかのごとく——事件の理非曲直によつてすべての申し出を考慮すべきである。従つて、一旦合理的な額に到達したならば、彼らはその額で和解すべきである。彼らは、法律上の義務を無効とするために、その目的を操作すべきではない。特に、その額を、原告の債権者あるいは、原告以外の誰か別の人物にとつて支払いうる額とすべきでは

ない。もしもしたならば、裁判所の心証を害することになると、それは、その操作が成功していない」という」と示すであろう。

5. 法律扶助を受けない当事者への同情 (Pity the unassisted person)

「訴えられる」いわれなき人にとって、法律扶助を受けた人と争い——たとえ勝ったとしても——自己の訴訟費用を払わねばならないとすれば、それは最も不正ないとであろう。その悪者の一味は——罪なき人の目には——法律扶助基金とうつるのである。つまりそれは、請求あるいは防御に対し資金を調達してきた「と思われる」のである。従って、法律扶助がなければ、原告は決して裁判に訴つたえなかつたであろう。被告は答弁をしなかつたであろう。法律扶助基金は明らかに、事情によつてはその請求あるいは防御を「もとめられた」('maintained')のである。ロモンロー上では、彼らは、不正であるのみならず罪を犯しているのである。しかし、一九四九年の法律扶助法の下では、彼らは罪を免れている。

ところで、一九六四年に、議会はそれが不法であることを認めた。しかし制定法は、極めて不充分な救済策しか与えなかつた。つまり、法律扶助を受けていない人が第一審で勝訴した場合、次のような条件のもとで、法律扶助基金からその訴訟費用を得ることができるだけである。第一に、彼が原告ではなく、被告である」と。第二に、自らの費用を支払わねばならないと

すれば、それが「重大な経済上の困難」 ('serious financial hardship') をひきおこすものである。

これらの条件は、極めて不当であるように思われる。

第一の条件について。多くの場合に、(法律扶助を受けていない) 罪なき原告は、債務支払いや損害賠償に対する反論の余地のない請求権を有している。しかし、防御の余地がないにもかかわらず、被告は、支払いをさけるために、たわいもないにたらめ話をでらちあげる。四〇〇〇ポンドの替為手形に関する訴訟で、被告は、その手形に自ら署名したことを認めなかつたにすぎない。しかし彼は、法律扶助を受けて控訴した。そしてそこでの防御は、どうしようもないものに思われた。しかし、法律扶助を受けない原告は、法律扶助基金からはまったく訴訟費用を受けとらなかつた。

また第二の条件を考えてみよう。それは「法律扶助を受けない当事者に対して、重大な経済上の困難をひきおこすものでなければならない」となつてゐる。これらの文言は、控訴裁判所によつて、右とは別のケースで吟味されたが、そこで私は次のように述べた。

「これらの文言は、保険会社・相當に繁昌している商事会社・それ程苦痛なしに訴訟費用を用立てできる金持ちなどを排除するように解釈しなければならない。反面、自己の訴訟費用を負担するのが、困難であると感ずるような、並みの収入・並みの資力の人々を、排除するようには解釈されるべき

ではない。」

私は、この第二の条件の中に、いかなる正義をもみい出せないといわざるを得ない。法律扶助基金が、「勝訴の」見込みのない事件を支持したり、それを擁護するために、保険会社や商事会社に多大の負担を負わせるとすれば、なぜ、法律扶助金はその費用を払うべきではないのだろうか。それは、費用を払わないことによって、法律扶助を受けた人が、一種の圧力をかけることができるからである。すなわち「なにがしかのものを出しながら、やもなければ私は裁判に訴え、しかもあなたは、私が費用を一銭もとることができないでしょう。」。

6. 外科医が強く長くひっぱりすぎた(The surgeon pulled too hard and too long)

私は、第一審裁判所における訴訟費用についてだけ、相当地述べてきた。しかし、控訴裁判所ではもと公正においてなわれている。すなわち、ソリでは、「正しく衡平になつていれば」('just and equitable') (一九七四年法の第1三章の②)、法律扶助協会から訴訟費用を支払わせる権限を有しているのである。現在、控訴裁判所及び貴族院は通常、控訴を支持したり、「その主張に」反対して敗訴させた場合は、その全費用を法律扶助協会に支払わせている。

この一つの例は、ある子供が重い脳傷害をもつて生まれてきた「という事例にみられる。」この事例では、母親が、担当の外科医のせいであると主張した。つまり、「鉗子分挽をする」

(trial of forceps delivery) 際に、医師が、子供の頭を強くかづ長く引っぱりすぎ、それが原因で脳傷害を受けた、と主張したのである。彼女は、その医師と病院を訴えるために、法律扶助を受けた。惜しみなく費用が使われた。各々の側に二人の著名な大学教授がつきました、著名な勅選弁護士 (Queen's Counsel) もついた。裁判官は、医師と病院側の過失を認め、100000ボンドの損害賠償の支払いを命じた。ソリで、控訴裁判所に控訴。ソリでは、彼らが勝訴したのである。再度母親が貴族院に上訴した。母親側の敗訴。つまり、医師と病院側は、控訴裁判所と貴族院の両方で勝訴したのである。法律扶助基金は、両裁判所での訴訟費用を支払わねばならなかつたが、第一審に関しては、彼らにとつては「重大な経済上の困難」は存在しない故に、支払う必要がなかつた。ただし、もちろん法律扶助基金は、母親側の全訴訟費用を支払わねばならなかつた。法律扶助基金にとって、その事件の訴訟費用総額は二五〇〇〇〇ボンドに達した。

7. 窓から飛び降りた男 (The man who jumped out of the window)

もう一つの例は、背中が痛くなつてある男が入院した「といふものである。」ところが、ますます悪くなつた。彼は非常に気にしていた。そこで、他の患者と話しをするために、病棟をうろついていた。また看護婦にも訴えた。みんな同情した。しかし彼はそれが、ガンであり、自分は死ぬであろうと思い込ん

だ。そこで彼は、ある夜、すべてを清算しようと決意した。妻と家族あてに、情のこもった手紙を書いた。そしてその中で、

その手紙を受けとる頃までには、自分は死んでいるであろうと書いた。ベットを抜け出し、窓を開いてそこから飛び降りた。まずバルコニーに落ちた。そこで、バルコニーから地面めがけて飛び降りた。しかし、重傷を負ったが死ななかつた。病院に運ばれ生きながらえたのである。ところが四肢がまひし、その余生は、妻が彼の介護に全時間を費さねばならない状態で、寝たきりとなってしまった。

彼は法律扶助を受けた。そして、看護婦の過失を主張した。つまり精神科医に診察してもらうべきであったしまた、自殺を防ぐなんらかの処置をとりえたはずだというのである。著名な医者が、双方についた。裁判官はその男の主張を認め、病院に対して二〇〇〇〇〇〇ポンドの損害賠償を支払うよう命じた。そこで病院側が控訴した。そして控訴は認められた。つまりその男は何も得られなかつたのである。双方の控訴費用は、法律扶助基金によつて支払われねばならなかつた。というのは、まず男の側については、彼が法律扶助を受けていたから。また、病院側については、そうするのが、正しく衡平にかなつてゐるからである。

しかし、第一審の費用に関しては——その男の側については——法律扶助基金が負担すべきであったが、病院側に関しては——その病院の当局「自身によつて支払われねばならなかつ

た」——というのは、その「費用」は「重大な経済上の困難」をもたらすものではなかつたからである。

法律扶助が認められたといふことが、まったく正しかつたのは明らかである。公判裁判官 (trial judge) の判決がそのことを示している。つまりけがをした男の主張を認めているのだから。しかし、法律扶助が認められたこと 자체が、不運であるような他のケースもある。

私は、ある赤ん坊が未熟児で生まれてまた「こ」とに関連する」一つの事件を覚えている。病院は、酸素給入によつて命をすくつたが、その結果目が見えなくなつてしまつた。法律扶助が与えられた。第一審と控訴審で相当の費用がかかつた。しかし請求は認められなかつた。

8. 無資格の事務員にまかせてはならない (Don't leave it to the unadmitted clerk)

残念ながら、ソリシターたちは多くの場合に、法律扶助のケースをその事務員たちにまかせているようである。これはまちがいである。そのようなやり方は、彼ら——や相手方——を、いろんなトラブルにまきこむであろう。「例えば」ある写真屋の売買に関する、すべてのトラブルの原因となつたのは、そのようなやり方であつた。所有者が、分割払いの八五〇〇ポンドでそれを売る」とに合意した。そして買い主がそれを手に入れただ。ところが、第一回目の分割金は払つたが、残りを払わなかつた。そこで所有者が残金支払いを求めて訴えた。買い主はまつ

たく金を持っていなかった。そこで法律扶助を受けた。彼は答弁でその請求を認めたが、その合意は、詐欺によってなされた旨主張し、それを理由とする反訴を提起した。その買い主のソリシターは、法律扶助の書類作成を年季契約の（まだ資格を有していない）若い事務員にまかせた。そして彼は、その書類作成をあやまつた。「応訴する」（‘defend’）ことに対するのみ法律扶助を申請し、「反訴」に対しては申請しなかつたのである。委員会によつて認められた、「法律扶助の」証明書は、その申請書の表現にもとづいていた。その後両当事者ともに、法律扶助が「応訴と反訴」（‘Defense and Counterclaim’）両方に認められたものとして、訴訟をすすめた。そして、反訴に争いが集中したが、「申請の」あやまりによつて、所有者側（彼は、「重大な経済上の困難」をこらむつた「にもかかわらず」）、法律扶助基金からは一銭も費用を受けることができなかつた。この事件で、私は次のようにコメントした。

『認められる顔』（“unacceptable face” of British justice）をあらわにしたのである。所有者側は、明らかに彼らに帰すべきお金を債務者から得んがために、裁判に訴えた。

ただし、被告に法律扶助が認められ、ちゅうちょした。その訴訟費用は七〇〇〇ポンドに達した。そこで、法律扶助基金からその費用をとりもどそうとしたが、次のように反論された。『法律扶助証明書にミスがあり、それは修正し得ないも

のであるが故に、あなたはその訴訟費用をとりもどす」とはできない。』と。そしてその反論の通りとなつた。私は恥じて首をうなだれ、またそうすべきであつた。

9. 成功報酬で仕事をしてはならない（Never work on a contingency fee）

法律扶助は、「事故屋」や「成功報酬」の危険から我々を救つてきた。大いにありがたいことである。それらの事実については、ある最近の事件が生き生きと示している。

アメリカのテキサス州の会社が所有しているある大型船が、北海（North Sea）にある油田の機械の燃料輸送に従事していた。そしてノーフォク州のグレイト・ヤーマス（Great Yarmouth）に停泊していた。その船員の一人が、〔本件の〕原告の、あるポルトガル人であった。彼は、圧縮空気を送るパイプで、ドラムからタンクに油を移していた。ところが、バルブがあつ飛び、彼の首筋にくい込んだ。そして、脊髄を貫通した。手足が完全にまひ——四肢まひ——してしまつた。彼は、全日常生活をまったく他人に頼らねばならなかつたのである。昼も夜も。

彼は、九ヶ月間ストウク・マンデビル（Stoke Mandeville）の病院に入院していた。そこで充分な治療を受けた。雇主は彼を厚遇した。つまり、彼に全給料を支払い続けていた。また、その家族のポルトガルからのお見舞のおせんだけをしてやつた。そしてその費用を全額払つたのである。さらに、会社の代

資料

表が月一回定期的に、彼のために見舞つてやつた。そして九ヶ月後に、医者は、ポルトガルにいる妻や家族と共に暮らす方が、彼にとってはよいと判断した。そこで、雇い主は、彼をポルトガルへ連れてくるための特別な計画をたてた。また、ポートガルの彼の家に——動きまわる——ことができるよう——特別の設備を提供した。そして、リスボンにある会社の代表が——彼と彼の家族のためになし得るあらゆることをしてやるために——彼の家を訪ねた。また、彼の妻は非常によい「女性であった」夫のためにあらゆることをしてやつた。唯一の未解決の問題は、彼に支払われるべき賠償の額であった。

ポルトガルの領事館は、ロンドンにあるすぐれたソリシターの事務所を、彼に紹介してやつた。彼らは、雇主に対して、過失を理由とする令状を発した。訴訟は順調に進んだ。雇主が責任を認めたのである。彼らは、その男に1000000ポンドとその訴訟費用を支払う——とによって、事件を解決する用意があつた。それは「もし決着していたならば」、イギリスでの標準からみてもまだ、ポルトガルの標準からみても、充分な賠償額であつたろう。

しかしその時に、テキサスから、あるソリシターの事務所が割込んできた。彼らは、ポルトガルに行き、イギリスでの訴訟をとり下げて、テキサスで裁判をするように、彼を説得したのである。つまり、テキサスで審理されたならば、きぬめて高額の損害賠償、おそらくは5000000ドル（すなわち約二

5000000ポンド）を得ることができる、その額の四〇ペーセントを、彼らが受取る「と説得した。」その四〇ペーセントとは、もし勝訴の場合には支払われ、敗訴では一銭も払う必要のない「成功報酬」だったのである。要するに、そのテキサスの法律家たちは、「もし得たとするならば」極めて多くをとりすぎることになる。

公判裁判官は、テキサスにその事件をもつていかせようとはしなかつたが、控訴裁判所では、二票の差でそれをテキサスにもつていくべしと考えられまた、その考えは五人の法官貴族の全員一致で確定された。つまり、二人の裁判官だけが、その請求はイギリスに残すべしと考えたが、他の七人の裁判官は、もしさmericaの裁判所が受理するならば、テキサスに移すべしと考えたのである。そして、ほんのすこし前まで、その事件はアメリカの裁判所に継続していた。

この事件は、イギリスにとって一つの教訓を有している。すなわち、ゆめゆめ「成功報酬」にもとづいて仕事をすることを、法律家に認めてはならない——というやうのである。

10. 事件解決れる (The case is settled)

その事件が解決したところ、ニュースが、やぶらぶ入ってきました。大型船を所有していたテキサスの会社が、アメリカの大きな保険会社もひど、ロイヤル海上保険 (Lloyd's) 及びイギリス保険会社連盟 (syndicate of British insurance companies) の保険を受けた。それらは、その男に、1500000ポンド

の損害賠償を支払ったが、そのうち彼は、八〇〇〇〇〇ポンドを受けとったにすぎない。そしてその残りのかなりが、法律家にいたのである。彼らがかなりの費用を使ったことは明らかであろうが、かりにそうであるとしても、それはあまりにも高額〔の報酬〕であった。その法律家たちはうまくやりすぎている。

五、刑事上の法律扶助 (Criminal legal aid)

1. 以前には法律扶助はなかつた (No legal aid in former times)

以前は、刑事被告人のための法律扶助はまったくなかつた。長い間、重罪に関しては——軽罪はそうでなかつたが——弁護人を許されなかつた。また、自ら自己に有利な証拠を出すことすら——重罪・軽罪を問わずすべての事件において——認められていなかつた。彼は、被告席から陳述することしかできなかつた。

ブラックストーンは、死刑犯罪の審理において、弁護人が許されないというルールを批判した。彼は次のように述べている。

「〔それは〕イギリス法による、他の人道的な被告人扱いとは、まったく相容れないよう思われる。……従つて、実のところ、裁判官自身がこのようだ、我国の現在のやり方の欠陥を感じてるので、彼らは、法廷において被告人のそ

ばに弁護人が立ち、いかなることが質問されるかを指導することを許しました、被告人に事実問題に関する「弁護人が」質問することもえ認めることに、ほとんどためらいを感じない。「〔〕で事実問題といふのは、」審理において生ずる法律問題に関しては、裁判官は、弁護人の助力を得る権限がある (entitled) からである。しかしこのようにされていいるとしてもなお、これは極めて重要な事柄であるので、裁判官の善意にまかせておけず、立法者が介入するに値する問題である。」と。

2. ドック・ブリーフ (Dock brief)

一八三六年の制定法では、被告人は——他の場合と同様に——重罪においても弁護人をつけることを認められていた。しかしそれは、常に自己負担においてであった。従つて、めったにバリスターはついていかつた。そこで、私がバリスターだった時に、カウンティの基金から費用を出して——むつかしい事件において——貧しい刑事被告人を守ろうとする計画があった。そしてそれを利用しないとすれば、唯一のバリスターをつける手段は、「ドック・ブリーフ」によることであった。それを得るために、被告人は、自分の懐からあるいは知人・家族などから、一ポンド三シリング・六ペニーを出さねばならなかつた。バリスターになりたての大部分の者は、四季裁判所 (Quarter Sessions) や巡回裁判所 (Assizes) に行き被告人が答弁のためにつれてこられた時に——彼らがドック・ブリ

フを求める」とを期待し——法廷にすわっているのである。そして裁判官は通常、次のように被告人にたずねる。

「一ポンド・三シリング・六ペニスをもつていてるか。」

返答：「はい」

「それでは、そこにはわっている人のうち誰でも選べ」とができる。

被告人は、その仮髪 (their wigs) のうしろしかみる」とができない。そこで彼は、一かばやかやつてみる。つまり、最良〔のバリスターを選べ」とを〕期待しつゝ、誰か一人を指名するのである。

そこで裁判官は（こゝそりその名前を呼ばれたバリスターに向ひて）次のようにいった。

「スマスさん、あなたは彼を弁護するつもりがありますか。」

スマス氏は一礼し、しきりのといひまでつて 被告人に会い、そして彼に助言を与えた。多くの場合にわざか三〇分ぐらいしかなかった。しかそれで、その事件は裁判されたのである。

3. 現在の法律扶助 (Legal aid now)

民事事件の法律扶助は、一九四九年から始まつた。そして事務弁護士協会の管轄下にある。⁽¹²⁾しかし、刑事案件の法律扶助は、一九六七年から始まつたにすぎない。そしてその〔基金は〕、國務長官 (Secretary of State for Home Affairs) に

資料

よつて拠出されており、裁判所の管轄下にある。しかし実務上は、それを求めたりまた、支払能力がないと主張したりそのようなりをする、すべての刑事被告人に対し、ほぼ自動的に法律扶助が与えられている。それは、彼が犯行を否認する場合だけではなく、犯行を認め、単に刑を軽くするために裁判をしようとする場合にも「そうである」。治安判事の多くの裁判所では、希望する人のために事件をとりあつがつてやる、当番の「ドューティ・ソリシター」 ('duty solicitor') がいる。また時には、バリスターに依頼することもある。しかし刑事裁判所 (Crown Court) では、ほぼすべての場合にバリスターがつけられている。

現在多くの人は、陪審裁判の件数——およびそのかかる期間に關しても——が非常に増大しているのは、法律扶助のせいであると考へていね。明らかに有罪であるような被告人ですら、「無罪」 ('Not Guilty') の答弁をする。つまり彼は単に、多くの時間と金をその訴追に費いやすことをよろこんでいるにすぎないのである。しかも彼は、なにも失しなうものがないしまだ、無罪になる見込みもない。彼の弁護士——またはそのうちの若干のもの——は、そうするように彼を励ますかもしない。つまり彼ら「弁護士にとつては」、仕事と報酬があえることを意味するのである。しばしば、治安判事の裁判所ではどうしようもない事件がある。「そのような場合」そこで処理する」とに同意せず、被告人及び弁護士は、陪審による裁判を要求

するであろう。この場合にも、弁護士にとって、仕事と報酬があふえることを意味するのである。また、一つの事件で複数の人間が訴追される場合がしばしばある。この場合には、それぞれの被告人が、主任弁護士やその後輩（leading counsel and juniors）によって——各分離して——代理されまた、同じ質問を証人たるためにするのである。

遠慮せずにいえば、法律扶助の受益者は二つの部類となる。すなわち、第一に、有罪・無罪にかかわらず、被告人〔本人〕及び第二に、法律専門家である。いくつかの弁護士事務所では、簡単な刑事事件では準備書面を作成できる、多くの若いバリスターをかかえている。また夕方には毎日、ソリシターは、このようなたぐいの事件のために若いバリスターが必要としている。彼らは、バリスターの「事務所の」事務員に電話をする。つまり彼は、若い「バリスターたちに」その事件をばらまくのである。

4. 待ち代 (Waiting time)

治安判事の裁判所では、被告人は法律扶助を与えられることが多い。そして彼らは多くの場合に、ソリシターによつてまた、時にはバリスターによつて代理されてくる。しかし奇妙なことに、ソリシターは「待ち代」と呼ばれるものを受けとる。そのような報酬は、法律扶助が導入されるまでは聞いたことがなかつた。ソリシターやバリスターは、その仕事に対しても弁護手数料を受けていた。そしてもし彼が、事件の依頼がくるまで

待ちぼうけをくつたとすれば、それは運が悪いにすぎないのである。また、人を引きつける力がなかつたのである。つまり、ソリシターやバリスターに、事件の処理以上の手数料を払わねばならないとすれば、それは依頼人にとつて公平ではなかつた。しかし、法律扶助制度が導入されたとともに、不平をいう依頼人はいなくなつた。従つて、治安判事の裁判所では、法律家たちは、待ち代として一時間に210ポンド（現在は一五ポンド）を受けとつてきてゐる。その結果に関しては、一九八一年七月三〇日のニューヨーク・ローン・ジャーナル (New Law Journal) の中で、いきしきと述べられている。

「ロンドンのあるかなり評判のよい治安判事の裁判所において（10時半の時点で名簿が記載された時には）、担当する事件が、一二時四五分に審理を開始するのを待つてゐる代理人が、すくなくとも一一名はいた。……多くの者は、昼食後、さらに公費を使ってもどつてこなければならなかつた。……莫大な金が、毎日消費されており……〔それは〕友人たちとクロスワードをしたり、雑談をすることに対して報酬を得ようとむらがつてくる、代理人たちによつてである。……ロンドンや他の地方で、即決の裁判を迅速にしかつ、費用をおさえるために、何がなし得るであろうか。……その一つは、裁判官たちのコーヒープレイクをやめること……そして、すでに検察当局にも被告人にも認められてゐる、一見際限がないと思われる再留置を「やめること」」

以上である。

「待ち代」は、下級裁判所でソリシターに支払われる費用の110ペーセントを占めると思われる。裁判所の事務官が、「待ち代」の請求が正確になされているか否かを知ることはほとんどできない。彼が、ソリシターの話を信じざるを得ないことは明らかである。従つて、ソリシターたちが極力良心的となることを期待したい。

六、考慮すべき問題 (Proposals for consideration)

1. 扶助を受けない当事者の訴訟費用 (Costs of unsisted persons)

将来的にみると、法律扶助は訴訟援助の極端な形といえそうだ。つまり——裁判に訴えたり訴えられたりする人々に対して、すべての人があくまで同情を除いて——なんら正当な利害関心がないような訴訟を、国がたすけることを意味している。

'Interest rei publicae ut sit finis litium' (訴訟事件の終結が存在する)とは国家にとって利益である)ところが、ローマ法上の格言であるが、新しい局面でのイギリス法上の格言は、「國家がそのすべての費用を支払う、無限の訴訟事件が存在する」というのは、国家にとって利益である」となる。しかし、それは明らかに、法律専門家の利益であつて、私自身は、国家の利益とは思わない。

訴訟帮助に関する現代の法を、想起していただきことから始

めよう。私は、一九六八年に次のように述べた。

「一九一四年段階で非難を免れないと考えられていた、かなり多くの訴訟帮助が、現在では正当だと考えられる。当裁判所でのほとんどの訴訟が、なんらかの団体や国家自身によってせせられてい。ほとんど、血ひの費用で裁判を起したりまた、それに対抗するものはない。〔例えば〕労働者による雇用者への大半の請求は、労働組合によつてその費用が支払われている。また、ドライバーの応訴の大半

は、そのように命ずる権限を有すべきであろう。最近のいくつかの事件は、法律扶助法及び法律扶助制度そのものが、改正を必要としていることを明らかに示している。

第一「に改正すべき」点は、法律扶助を受けていない相手方と比較して、法律扶助を受けた人の手中に、あまりにも大きな力をその制度が与えすぎているということである。つまり、法律扶助を受けた人は、国の無制限な経済力に裏うわされているのである。従って彼は、相手方の力が尽きるまで、無限に裁判を続ける力を有している。その「付与」証明書はしばしば、あらゆる中間手続を通して、すべての訴訟行為をカバーし得るほど広い言葉で——つまり、最後までやり通す権利で——あらわされている。また時には、ソリシターに諸々の専門家に相談し彼らを法廷に呼んでこれるような、「白紙」の権限を与えていた。医療過誤事件のように、費用が莫大な事件もある。解決に向けての交渉がおこなわれる場合、法律扶助を受けた人は相手方に、次のように言うことができる。時には実際そのようにも言う。「もし私が出した条件であなたが解決しないならば、私の方はまったく費用を払うことなしで、しかも完全にあなたとの費用で、私は裁判をこのまま続けるでしょう。」そしてその結果は、扶助を受けない被告側がしばしば、裁判で争うのに金を費いやすよりもむしろ、法律扶助を受けた原告の要求額を支払うのである。「そして逆の場合は」扶助を受けない原告が、扶助を受けた被告から、本来受けとるべき額よりも少ない

額を受けとるであろう。というのは、それ以上裁判に金を費やすのは無駄だからである。従って、最も重要な改正点は、次の点である。法律扶助を受けた人が、その裁判で負けた場合には——他の敗訴当事者とまったく同じように——法律扶助基金が、その扶助を受けていない人の訴訟費用を支払うべき」と。

2. 法律扶助認可の新たな原則 (A new principle for granting legal aid)

現在の指導的原則は、裁判をしまだ応訴する合理的根拠がなければ、法律扶助は与えられないということである。それはまったく公平なように思われる。しかし、次のような、先例によって作り出された制約がある。つまり、一方の当事者が法律扶助を受けあるいは、受ける可能性がある反面に、他方の当事者はそれを受けないという事実は、無視されるべきであること。このことは次のような問題をひき起こす。すなわち、法律扶助を申請する当事者をいかに遇すべきかまた、その相手方はどうか「という問題である。」私は「」の問題に関して」実務上、双方ともにその遭遇において、無限の資力を有しているかのように考えられているのではないかと恐れている。つまり法律扶助を受けた原告は——あたかもその出費が、なんら彼には問題ないかのように——最高の専門家と極めて著名な勅選弁護士を雇うことができる。そして事実、彼にはなんら問題がないのであって、それは、費用を支払うのが国だからである。また、それに対抗する被告は、最大の保険会社や国の法人例えば国民保

險のようだ、自由に行はれし得る相当な資力を有しているかのように考へられている。

しかしそれはまちがっていると私は思う。先にみたいくつかの例をとりあげてみよう。入院したが、そこで自殺した男のことをすでに述べた。彼は自殺には失敗したが重傷を負い、生涯四肢まひとなってしまった。「この事例で」もし法律扶助が与えられておらず——また、彼がわずかな資力しかなければ——病院を訴えてはいなかつたであろう。つまり、彼にはそうする資力がなかつたのであるから、敗訴の際の大きな危険——と相手方の訴訟費用をも支払わねばならないという「危険」——から、おそらく彼は「裁判の場では」争わなかつたであろう。またすでに述べた他の例つまり、酸素吸入しなければ死んでいた程、衰弱した状態で生まれてきた未熟児を生んだ、母親のケンスも同様である。並みの資力では、敗訴するかもしれないといふ、重大な危険をあえておかすことはできないであろう。

法律扶助の認可にあたっては、「裁判をしました応訴する合理的根拠があると思われる」とする、バリスターの助言に依存すべきではないであろう。つまり、地区委員会は次のような点を考慮すべきである。はたしてこの事件は、原告の請求が、国によつて経済的裏づけを与えられるのに適したケースなのか。また、被告は、たとえ勝訴してもいかなる財源からも、その費用をとりもどす期待なしに——自らの費用で——応訴費用を支払わざるべきケースなのか、という点である。

資料

3. 所得制限はどうあるべきか (What Should be the income limit?)

最近の病院に対する多くの訴訟事件においては、原告のすべてが、ほとんどがまたはまったく資力を有しない人々であり、自分たちが期待したような治療を受けなかつたことに、不満をもつている人々である。彼らはソリシターの助言のもとで多額の損害賠償を求めて、法律扶助を受ける。しかし、このような事件は、法律扶助を受ける資格のない中産階級の人々によっては、裁判にもち込まれることはない。というのは、一つには、そうする余裕がないから。また、もう一つは、手術とは危険や困難な結果をも含んだものであると、理解し得るからである。彼らは、不幸を種に金もうけしようとはしない。私はここで疑問を出した。なぜこれら低収入の人々は、一方で中産階級の人々はそうでないのに——病院を困らせまた疲弊させるために——莫大な法律扶助を与えられねばならないのか。もうすこし一般的にいうと、なぜ低収入の人々は、法律扶助を受ける資格のない中産階級の人々を困らせるために、法律扶助を与えられねばならないのか。

中産階級の人々は、「もし裁判を起したならばその」費用によつて大きな打撃を受ける、というのが現状である。従つて、「正当な請求権を有していても」その強制的実現のための費用を負担するという危険を、あえておかそとはしないために、それを放棄せざるを得ないのである。ある最近の事件が、サン

マー・タイムズ (*The Sunday Times*) に載つてゐた。ある人が、自分の家に手を入れるために、大きな建築会社に頼んだ。ところが、その仕事がまずかつたために、さらに修理するのに数千ポンドかかった。そこで会社は彼に五五〇〇ポンド渡した。ところが彼は、単に裁判で争う余裕がないというだけの理由で、この件を解決してしまわねばならないと思つた。そして、最初の費用と後の修理費用を払うと、三五〇〇ポンドが彼の懐から出ていった。新聞は次のように報じてゐた。

「法律家たちは徐々に、このようなケースに関心をもや出してゐる。ヤング・ソリシターズ・グループ (Young Solicitors' Group) の代表は次のように述べてゐる。『我国には、訴訟をする余裕のない一連の人々がいる。それは、五〇〇〇ポンドから一〇〇〇〇ポンドの間の収入を有する中産階級である。』」

このことから私は、法律扶助は、収入が中程度のあらゆる人々を含むように、拡張されるべきであるといわざるを得ない。但し会社はなお、排除されるべきであるしました、保険会社や組合の援助を受けた人々もまたそうである。

4. 夫婦 (Husband and wife)

夫婦間のケース、例えば扶養や子供への接見また、婚姻中の家屋などに関するケースは、それ自体で一つの部類をなしている。多くの場合、双方が法律扶助を受けてゐる。つまり名々が、自己のハリシターに、訴訟をするかまたは応訴するに足る

合理的理由を認められるような、話をするのである。しかし、いつれか一方が敗訴する。もたらし、各当事者ともに、控訴に対する法律扶助を受ける。そこで、法律扶助基金は、双方の訴訟費用を支払う。ここで私は、地区委員会は彼ら自身に、次のように問うべきであるといっておこう。この訴訟は、国によって経済的裏づけを得られるのが正当な事件であろうか、と。しばしば、そもそも社会的事情を考えて、「イエス」と答えられるであらう。しかし、必ずしも常にそうでないものである。

5. 法律扶助基金に対する義務 (Duty towards the Legal Aid Fund)

伝統的には、ソリシターの義務は——彼を雇い、また手数料とそのかかった経費を支払う——依頼人に対するものである。しかし、その依頼人が法律扶助を受けた場合には、ソリシターは——単に依頼人に対するのみならず、費用を支払う法律扶助基金に対しても——義務を負つていると、私はこゝで提唱しておこう。そして、基金に対する義務とは、いかなる不合理あるいは不必要な出費にも、法律扶助基金を巻き込まないとである。さらに、相手方に対しても——法律扶助を、彼らを強迫しつぶらせる手段として、あるいは不合理な解決を押しつける手段として用いさせない——義務をも負つている。また、絶対的に正直であるべき義務——例えば、正当な場合にのみ「待時間」の料金を請求することとか、自らなしたいとや請求したことのみを帳簿につけるなど——をも負つてゐる。でなければ

ば、彼の請求は、まったくチェックされ得ないからである。

これらの基準は極めて重要であるので、すべてのソリシタ

や法官吏養成の一部門に入れられるべきであろう。そして、そ

れらのいかなる違反も、事務弁護士協会の専門委員会 (Pro-

fessional Purposes Committee of the Law Society) に報

告すべきである。最近の事件の中でも、私は次のように述べた。

「法律扶助制度は、多くの人々に対し、非常な恩恵を与えてきたであろう。しかし専門家たちは法律扶助を求める場合、それが賢明で注意深く実施されているか否かを見るといふ、特別な責任を負っているということを想起すべきである。その制度は、正当なケースでのみ用いられるべきであつて、価値のないつまらないケースや、うさんくさい当事者のあいまいな言葉を支持するために用いられてはならない。またそれは、莫大で必要な出費を招いたり、扶助を受けない当事者を不公平に利用するために用いられてはならない。」

結論 (Conclusion)

法律扶助は、一方で社会のある階層——すなわち、わずかな資力しかもたない人々——他方で法律専門職のメンバー——つまり、その仕事に対して国から支払いを受ける者——に、多大の恩恵を与えてきた。しかしながら、訴訟の非常な増加・裁判所の混雜・審理されるまでの期間の延長・裁判官と裁判所のさらなる必要として法律家の増大などをともなってきた。しかし、

料

もはやそれを廃止するのは遅すぎる。今なし得るのは、それにつきまとっている弊害を改善することだけである。

次の三点を「最後に」指摘しておきたい。

1. 法律扶助は、諸結果を注意深く考慮した上で、慎重に認可されねばならない。それは、法律扶助を受けない相手方に、圧力をかける手段として用いられてはならない。つまり、解決のための不正な圧力をかけるために用いられてはならない。さらに、莫大な手数料や出費で、訴訟費用をつりあげるよう用いられてはならない。また、権利や正義を運らせたり拒否するために用いられてはならない。

2. 法律扶助を受けた人が、扶助を受けない人に対する訴訟——あるいは、その事件の中のなんらかの争点——において負けたならば、法律扶助基金は、一般に、扶助を受けない人の費用を払うべきである。そしてそれは、誰が訴訟をおこしたかということおよび、扶助を受けない人の資力とは無関係たるべきである。

3. 法律扶助は、収入が中程度の人々にも適用し得るように拡張されるべきである。

私は本編を、このようなことを心に抱きつつ書いた。これらの〔話題について〕考えてもらうために。

デニング卿 “WHAT NEXT IN THE LAW” 邦訳(3)

〔訳 誌〕

- (1) (1797) 3 Ves Jun 494, on appeal (1798) 8 Bro Parl Cas 161.
- (2) *Reynell v Sprye* (1849) 8 Hare 222 at 230.
- (3) [1962] 1 WLR 968.
- (4) A Ballade of Anti-Puritan
- (5) *Castanho a Brown and Root (UK) Ltd* [1980] 1 WLR 823, [1981] AC 557.
- (6) *Commentaries IV*, 355-356.

〔訳 誌〕

- (1) “Lawyers” も「法曹家」の如くも「アーリング」は、出でてハラッタ一お葬式」にてる。西日本長崎の次の題旨参照。“....., each party had to pay his own lawyer his ‘costs’, that is, his fees and expenses-including the sum his lawyer had to pay out to *counsel* or experts or witnesses,” 但し、ハラッタヘルベックは、この題旨を繰り返すが、「法曹家」や統一しておらず。“counsel”・“barrister” も専門「ペリスター」「solicitor」もハラッタ一お葬式。
- (2) この箇所をお読みべし、アーリングのマスターに対する評価は相当地域的である。第一編・第三節の5、6 参照。
- (3) ディケンズの小説に觸れる簡単なコメントとして、グリフィル・ウェーラムズ著、庭山・戒能・松浦訳『イギリス法入門』、一一一八頁～九頁参照。
- (4) ナチャルーダ・ディケンズ著、北川穂二訳『エクワイック・クラウド』、四〇〇頁。云々の引用について、訳文は

の翻訳書による。

(5) 回右、四七二頁。

(6) 同右、五四四頁。

(7) 同右、五九六頁。

(8) 同右、六二八頁。

(9) 同右、六三五～六頁。

(10) チャールズ・ディケンズ著、青木・小池訳『荒原鎮』、大頁。訳文は、の訳書による。

(11) いわば、証訴に關係のない第三者が、せいか心地の悪い利益・わけ前 (Share) を担当する証訴に譲り受けたのである。Walker, “*Oxford Companion to Law*”, p 200 cf.

(12) 訳の原文は次の如くである。

‘Talk about the pews and steeples
And the cash that goes therewith!
But the souls of Christian peoples...’

Chuck it, Smith!’

(13) ケンブリッジ、回年記念立会の Law Society of Scotland もその題旨にてる。Walker, op. cit., p. 733, 737 cf.

〔11回 1回訳稿〕